

消防国第13号
平成18年4月3日

各都道府県知事殿

消防庁国民保護・防災部長
(公印省略)

「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令」の施行並びに安否情報の収集及び回答に係る留意事項等について（通知）

消防庁においては、国民保護法第94条から第96条までに定める安否情報事務を円滑かつ適切に実施する方策やそのための安否情報システムの構築について、「武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会」において、有識者及び関係省庁等と検討してきたところであり、報告書を別紙1のとおりとりまとめました。消防庁では、本報告書に沿って、国及び地方公共団体が安否情報事務の具体的な運用体制の整備を図ることが適切であると考えておりますので通知します。

そのため、必要な省令改正として、「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令」（平成18年総務省令第50号。以下「安否情報省令」という。）を制定し、一部を除き本年4月1日に施行されましたので、別紙2のとおり送付します。

また、安否情報省令の施行を踏まえ、安否情報の収集及び回答に係る留意事項の詳細について別添のとおり通知します。

おって、貴都道府県内の市町村及び消防機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

(別添)

第一 安否情報の収集方法について

地方公共団体の長は、やむを得ない場合を除き、避難住民及び負傷した住民の安否情報については様式第1号の収集様式により、死亡した住民の安否情報については様式第2号の収集様式により情報を収集することとする。その際、別紙3の記入例を参考とし、適切に安否情報が収集できるよう住民に対し周知等を行うものとする。

この場合、負傷した住民については病院等、死亡した住民については警察等の積極的な協力を得て、情報を収集することとし、予め、地方公共団体の長、病院、警察との間において、連携方策について、十分協議しておくことが適当である。

第二 安否情報の照会における照会者の本人確認について

(1) 安否情報の照会に当たっては、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住基カード等）を照会窓口において提出又は提示させることとする。

(2) ただし、やむを得ない理由により当該書類を提出又は提示できない場合、若しくは電子メール、ファックス、電話等の方法により照会があった場合においては、回答する主体となる総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法により本人確認を行うことができることとする。

具体的には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別（以下「4情報」という。）について、照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と照合することにより、本人確認を行うことが適当である。

(3) (2) の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長は、安否情報省令第3条第3項及び個人情報保護条例に基づき、照会者の本人確認を行うため、照会者の住所地市町村に問い合わせることにより、4情報の照合を行うこととする。

(4) なお、これらの本人確認には相当の時間と事務負担を要することから、(1) の方法により窓口において照会することを原則とし、その旨住民に周知を図るものとする。

第三 安否情報の提供について

総務大臣は都道府県知事から報告を受けた安否情報を、全ての都道府県知

事及び市町村の長が安否情報の照会に回答することを可能にするため、安否情報システムを活用し、照会に対する回答に必要な情報を都道府県及び市町村の長に対し提供を行うこととする。

第四 その他の留意すべき事項について

1 安否情報システムの構築について

消防庁においては、安否情報の収集及び提供を効率的に行うため、平成18年度において安否情報システムを構築し、平成19年度より運用を開始する予定である。そのため、平成18年度中の運用については、既存の通信手段・方法を用いて行うものとする。

このため、安否情報システムの構築が前提となっている安否情報省令第5条については、施行期日を平成19年4月1日としている。

2 安否情報の収集・報告・提供に係る書類の授受について

安否情報の収集・報告・提供に係る書類の授受については、今回、「総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）」を改正し、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項に基づき、電子情報処理組織を使用して行うことができることとした。併せて、安否情報システムについては、セキュリティ対策を十分に講じることとしていることから、個人情報保護条例におけるいわゆる「オンライン禁止規定」には当たらないと考えられる。